

令和8(2026)年度とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業  
企画提案仕様書

1 件名

令和8(2026)年度とちぎ観光デジタルマーケティング・インバウンド誘客促進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月26日(金)まで

3 事業の目的

近年、個人で旅行の手配を行うFIT化が進むとともに、旅行の情報収集にSNSが活用されることが主流となっていることから、SNSを活用したFITへの情報発信が重要となっており、本県の観光資源の魅力を伝え、海外誘客を促進していくためには、ターゲットを明確にした確実なプロモーションが必要である。

そこで本事業は、マーケティング発想により、効果的かつ効率的なデジタルプロモーションを実施し、本県の認知度向上及び訪県意欲の増進を図ることを目的とする。

4 参考資料及びターゲット

(1) 参考資料

受託者は、委託者が過年度に策定した「インバウンド観光誘客マネジメント事業策定レポート」(以下、「マネジメントレポート」という。)やSNS動画コンテンツ等(下記「参考資料」参照)を活用し、本県の認知度、外国人観光客宿泊数等の現況・課題を十分に理解した上で、効果的かつ効率的に本県の魅力を訴求すること。

なお、本業務は、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意して実施すること。

【参考資料】

ア インバウンド観光誘客マネジメント事業策定レポート

[https://www.tochigi.ji.or.jp/wp-content/uploads/corporation/2025/03/tochigi\\_inboundreport\\_2025.pdf](https://www.tochigi.ji.or.jp/wp-content/uploads/corporation/2025/03/tochigi_inboundreport_2025.pdf)

イ 栃木県Instagramアカウント(英語、繁体字、日本語を表記)

[https://www.instagram.com/visit\\_tochigi\\_official2](https://www.instagram.com/visit_tochigi_official2)

ウ 栃木県Facebookアカウント

(ア) 繁体字：<https://www.facebook.com/profile.php?id=100037660697095>

(イ) 英語：<https://www.facebook.com/profile.php?id=100064302147126>

(ウ) タイ語：<https://www.facebook.com/tochigi.gogogo>

(2) ターゲット

対象市場は次の3市場とし、各市場のターゲットは、過年度に策定したマネジメントレポートに記載の下記タイプをターゲットとすること。

ア 台湾：積極消費タイプ

イ タイ：マイペースな冒険家タイプ

ウ 米国：積極消費タイプ

5 委託内容

(1) 動画・記事制作

マネジメントレポートの内容を踏まえ、訪日旅行検討層・来訪層の本県への誘客促進を図るため、4(2)に記載のターゲットに訴求力のある本県観光素材を複数盛り込んだ動画及び記事を制作し、本県SNSアカウントや本県多言語観光サイト「Visit Tochigi」に投稿・掲載すること。

ア 動画の仕様（制作本数・秒数・サイズ等）

(ア) 3市場3本以上 計9本以上制作すること。

(イ) 動画の尺は、1本あたり60秒～90秒程度を目安とすること。

(ウ) 動画のサイズは、縦横比16：9を基本とするが、より最適なサイズがある場合には、企画提案書により提案すること。

(エ) 制作する動画はPOV視点（登場人物の視点）を基調とし、視聴者に臨場感を与えかつ共感を得る構成とすること。

(オ) 各市場の言語で、訴求する各テーマを分かりやすく解説したり、取り上げたコンテンツを紹介したりするタイトルやテキストを配置すること。

(カ) 各動画のテーマに適したサウンドをつけること。

(キ) 制作した動画は、委託者の承認を受けた後、4(1)イ・ウの本県SNSアカウントに投稿することとし、投稿文を作成すること。

(ク) (キ)の投稿方法は、ターゲットや発信する媒体の傾向を踏まえ、エンゲージメント数の最大化を図る投稿方法（フィード投稿、ストーリーズ投稿、リール投稿等）とし、企画提案書により提案すること。

イ 動画の内容（テーマ・掲載コンテンツ等）

(ア) 制作する動画は、ターゲットの認知向上・観光誘客に資するテーマを設定し、ストーリー性のある構成とすること。なお、各市場3本中1本には必ず下記のコンテンツを入れること。

a 台湾：温泉

b タイ：果物狩り

c 米国：農村体験

- (イ) (ア)のテーマを踏まえ、動画で取り上げる観光コンテンツ等（自然、歴史、文化、体験、人・モノ、食・県産品等）を選定し、動画の構成とともに企画提案書により提案すること。なお、最終的なコンテンツや構成については、企画提案の内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

#### ウ 記事の仕様・内容

- (ア) 3市場1本以上 計3本以上制作すること。

- (イ) 掲載先は本県多言語観光サイト「Visit Tochigi」（以下、「本県サイト」という。）内「Special Features」に掲載することとし、制作方法はワードプレスとする。なお、ワードプレスでの制作に必要な編集権限は、受託者決定後付与する。

【参考】Special Features（英語）

URL：<https://www.visit-tochigi.com/special-features/>

- (ウ) 記事の内容は、イの動画と連動させ、5(2)による広告流入者の来県確度を高めるために、動画で取り上げる本県観光コンテンツを魅力的に紹介すること。
- (エ) 5(2)の広告配信において、過年度制作した動画を使用する場合には、動画で取り上げた観光コンテンツの情報を掲載するなど、広告動画の内容との連動を図ること。
- (オ) 各観光コンテンツの情報欄には、アクセスや施設の営業時間、定休日等を掲載するとともに、OTA登録のあるスポットは、OTAの予約導線を確認し、動画視聴者が同様の旅行を楽しめるよう工夫すること。なお、OTA登録がない場合は、施設公式サイト等の予約ページをリンクさせる等、可能な限り予約導線を確認すること。
- (カ) 記事内には、下記の過年度制作した温泉や農村体験の特集ページへのリンクを掲載すること（英語、繁体字、タイ語ページあり）。
- a 温泉：<https://www.visit-tochigi.com/special-features/pages/hotspring/>
- b 農村体験：<https://www.visit-tochigi.com/special-features/pages/farm/>
- (キ) 制作した記事は、本県サイトを運営する（公社）栃木県観光物産協会（以下「県観光物産協会」という。）に依頼し、サイト内に掲載すること。
- (ク) 本県サイトへの掲載費用は480,000円（税込／3本掲載の場合）とし、見積書に計上すること。なお、(ア)の記事本数を増やす場合には、1記事あたり160,000円（税込）の追加費用が発生するため、その分の費用も見積書に計上すること。また、掲載費用に余剰が発生した場合は、委託者と協議の上、使途を決定するものとする。

#### エ 取材・撮影の企画・調整・運営

- (ア) 動画及び記事制作に係る取材・撮影時期を企画提案書により提案すること。なお、実際の取材日及び行程については、企画提案の内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

- (イ) 取材先への撮影交渉を行い、取材行程における宿泊、飲食、施設入場等必要な手配を行うこと。なお、取材や動画・記事制作に係る費用は委託料に含むものとする。

- (ウ) 取材前後において、取材先に使用許可や必要な確認を行い、権利上問題が発生しないよう必要な措置を行うこと。

#### オ 言語・翻訳

- (ア) 動画や記事に使用するテキストや文章等は、原則として各市場の言語とする。なお、固有名詞等については、必要に応じて英語を併記すること。
- (イ) 日本語から翻訳する場合は、各言語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者による翻訳を行うこと。なお、委託者による確認は原則として日本語で行うものとする。

#### カ 確認・校正

- (ア) 動画制作にあたっては、取材・撮影前に動画のキャプチャーや秒数、各種テキストを記載した絵コンテを作成し、1回以上委託者に提示し、修正に応じること。
- (イ) 動画及び記事の内容について、2回以上委託者に提示し、修正依頼に応じること。
- (ウ) 取材先や関係先への動画・記事の内容確認を行うこと。

### (2) 広告配信

制作した動画及び記事を活用し、各ターゲットに対し、効果的な広告配信を行うとともに、今後の指標となる精度の高い広告配信データの蓄積や収集・分析を行うこと

#### ア 配信内容・媒体

- (ア) 5 (1) で制作した動画を活用し、各ターゲットへの広告配信を行うこと。なお、過年度制作した動画も使用可能とする。
- (イ) 広告プラットフォームは、Meta広告を活用すること。
- (ウ) 広告のランディング先は、5 (1) ウで制作した各言語の記事ページとすること。

#### イ 広告目標・設定

各ターゲットの傾向を踏まえ、下記広告目標の最大化が図れるよう、市場毎に媒体 (Facebook、Instagram等) や配信期間、配信費用等の広告設定について企画提案書により提案すること。なお、実際の広告設定については、企画提案の内容を踏まえ、委託者との協議により決定するものとする。

##### (ア) エンゲージメント目標

- a コンバージョンはエンゲージメントとする。
- b 広告配信実費は、6,600,000円 (税込/広告運営管理費は除く。) 以上とすること。
- c 目標値は、2,400,000回以上 (うち、米国分1,200,000回以上) とし、目標数値を達成した場合も、予算の続く限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

##### (イ) LP内 OTAクリック目標

- a コンバージョンは、5 (1) ウで制作する記事内のOTAサイト又は予約ページへのリンククリックとする。
- b 広告配信実費は、4,760,000円 (税込/広告運営管理費は除く。) とする。

c 目標値は、各市場4,100回以上とし、目標数値を達成した場合も、予算の続く限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(ウ) その他提示すべき数値

a Meta広告インプレッション数及びクリック数

b 上記aについて、想定する数値をシミュレーションと共に企画提案書により提示すること。

c. OTAクリック目標についての計測はGoogle Analyticsイベント設定にて行うものとし、OTAクリックを発生させた広告キャンペーン、および広告グループについての内訳を明示的にレポートすること

ウ 配信に関する留意点

(ア) 「Call-to-Action」等を活用してウェブサイトへの誘導及びコンバージョンの最大化を図ること。

(イ) 広告からのウェブサイト流入の計測や見込み客の分析のため、広告のリンク先URLにパラメータ等を設定してリマーケティングリストを蓄積し、広告とウェブサイトのGoogle Analyticsとの連携設定等を適切に行うこと。

(ウ) 広告の実施状況を確認するための操作及び閲覧の権限を委託者に付与し、アカウント及びパスワードを委託者に開示すること。

エ 広告配信の効果測定及び報告業務

(ア) 5 (2)イ (ア) 及び (イ) の結果は分けて報告すること。

(イ) 業務状況をモニタリングし、スピード感を持って的確に対応すること。

(ウ) ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）等を各プラットフォームからのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ委託者の求めに応じて報告するとともに、ターゲティングの変更、絞り込み等の改善策を委託者と協議の上で実施すること。

(エ) 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載すること。

(オ) 事業完了後、速やかに実績報告書を制作し、委託者に提出すること。

(カ) 提出する実績報告書には、広告配信のインプレッション数、クリック数、各ランディングページの閲覧数、閲覧者の地域内訳、広告経由のコンバージョン数等、抽出可能なデータの実績を含むこと。

(キ) 広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開についての改善提案を実績報告書に記載すること。

## 6 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、各業務の詳細について委託者と協議を重ねながら適正に履行し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。

- (2) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 見積書や請求書において、透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて記載すること。
- (4) 本事業に係るアポイントメント、調整、取材、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。
- (5) 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって委託者及び栃木県に全て移転すること。
- (6) 事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- (7) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できない。
- (8) 成果物については、第三者の肖像権、知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する肖像権、知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (10) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とすること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは委託者と受託者が協議の上で定めること。
- (12) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (13) 本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、委託者の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
- (14) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 7 成果物

### (1) 提出物

ア 実績報告書（A4判）紙媒体1部及びUSBメモリ1個

※実績報告書の提出にあたっては、事前に委託者の承認を受けること。

イ 制作動画データ USBメモリ1個

ウ 実施した広告配信のローデータ USBメモリ1個

※各データはひとつの媒体に収めてもよい。

### (2) 提出場所

栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県産業労働観光部観光交流課内）

(3) 提出期限

令和9(2027)年3月26日(金)まで

8 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを業務遂行上の責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できないものとする。

9 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、その他委託者が業務確認に必要と認める書類を、契約締結時に速やかに提出すること。

10 提案内容

以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。※記載順序は任意とする。

(1) 企画提案者の概要等

(2) 企画提案内容

- ・「5 委託内容」に記載の業務に関する実施内容案
- ・「5 委託内容」に記載の業務内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容

(3) 業務スケジュール

(4) 業務実施体制

(5) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(6) 見積額（合計額だけでなく、業務内容毎に積算内訳を記載すること。）

## デジタルプロモーション等実施時における留意事項

### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイト内のドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

### 2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

### 5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

## 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

## 7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

## 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。